五泉市
議会だより

第31号
平成27年
4月24日

■発行／五泉市議会　■編集／広報委員会　■議会事務局／〒959-1692 新潟県五泉市太田1094番地1
TEL.0250-43-3911（内線370）　FAX.0250-43-2716

撮影者　大鷹廣美さん（小面谷）

議長室から

議長　林　茂

三月定例市議会では新年度予算を審議しました。一般会計の予算額は二百四十一億七百万円で、前年度当初に比べて五億四千四百万円、二・三％増加しました。特別会計を含む全会計の予算額は、四百三十九億九千六百五十七万五千円で、前年度当初に比べて八億八千三百万円、二・〇％増加しています。

平成二十七年度予算には、五泉小学校と五泉中学校の大規模改造の継続に加え、村松小学校屋内運動場の大規模改造に着手するとともに、総合会館管理棟建設の実施設計や、五泉駅周辺整備事業の市道と地域包括支援センター整備に着手する予算などが計上されています。

平成二十七年度は旧五泉市と旧村松町が合併して十年目にあたります。節目を迎えた五泉市の、平成二十七年度がスタートしました。

平成27年 第１回

３月定例会

63議案を審議しました

平成27年第１回３月定例会が３月２日に招集され、３月23日まで22日間の会期で開催されました。

２日は議員発議８件の審議を行い、４日には補正予算などの審議に続いて市長の施政方針説明がありました。４日から５日にかけては12人の議員が一般質問を行い、当局の考えを質しました。11日から13日までは常任委員会が開催され、付託された38件の議案と１件の請願を審査しました。23日は各常任委員長の審査報告に引き続き、付託議案等39件及び追加議案等６件の採決を順次行った結果、当局提案の条例改正案１件を修正可決し、他の案件は原案のとおり可決して閉会しました。

３月定例会の日程

月　日	内　容
３月　２日(月)	本会議（開会、会期決定、議長報告、議員発議等審議）
４日(水)	本会議（委員会調査報告、議案審議、市長市政方針説明、一般質問）
５日(木)	本会議（一般質問、議案上程、質疑、委員会付託）
11日(水)	総務文教常任委員会、市民厚生常任委員会、建設産業常任委員会
12日(木)	総務文教常任委員会、市民厚生常任委員会、建設産業常任委員会
13日(金)	総務文教常任委員会、市民厚生常任委員会
23日(月)	本会議（委員会審査報告、質疑、採決、議案審議、閉会）

◆目次

第１回３月定例会　2
議決結果・議案概要　3～5
委員会審査報告　6～7
総務文教常任委員会　6～7
市民厚生常任委員会　8～9
建設産業常任委員会　10～11
議員別議案賛否一覧表　12～13
一般質問（12名）　14
総務文教常任委員会閉会中継続調査報告・請願・発議　15
編集後記　16

主な議案の議決結果・概要

提出者	審議案件		審査した委員会※1	本会議議決結果	概要
市長	議第１号	専決処分の報告承認について〔平成26年度五泉市一般会計補正予算（第13号）〕		承認	既決予算総額に604万円を追加し、歳入歳出予算総額を250億2,823万７千円とするものです。歳入は寄附金で、ふるさと応援寄附金の追加です。歳出は総務費のふるさと応援寄附金記念品代と土木費の除雪事業費の追加が主な内容です。
	議第２号	専決処分の報告承認について〔平成26年度五泉市一般会計補正予算（第14号）〕		承認	東京高等裁判所から、安中聡議員の市を被告とした控訴状が届いたため、応訴に必要な弁護士費用を専決処分しました。既決予算総額に変更はなく、総務費に弁護士応訴委託料22万７千円を追加し、予備費で調整したものです。
	議第３号	川内辺地に係る総合整備計画の策定について	総務文教	可決	平成27年度から29年度の間に川内地域で計画している道路改良事業、消防施設整備事業を、財政上の支援が受けられる辺地対策事業債を活用して行なうため、計画を策定するものです。
	議第４号	戸倉辺地に係る総合整備計画の変更について	総務文教	可決	計画計上済の戸倉地域における簡易水道施設整備事業の事業費を増額し、計画期間を２年間延長するものです。
	議第５号	大蒲原辺地に係る総合整備計画の変更について	総務文教	可決	計画計上済の大蒲原地域における簡易水道施設整備事業の事業費を増額し、計画期間を２年間延長するものです。
	議第６号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	総務文教	可決	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年４月１日から施行されることに伴い、関係する条例の廃止２件及び一部改正６件を一括して行うものです。
	議第７号	五泉市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について	総務文教	可決	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年４月１日から施行されることに伴い、教育長の勤務時間、休日及び休暇等について規定する条例を制定するものです。
	議第８号	五泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務文教	可決	人事院、新潟県人事委員会の勧告に準じて、給料表の改定や諸手当の見直し部分について改定を行うものです。
	議第９号	五泉市職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例を廃止する条例の制定について	総務文教	可決	人事院勧告で寒冷地手当の支給地域の改定が行われ、五泉市はその地域から外れることになったので、この条例を廃止するものです。
	議第10号	五泉市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務文教	可決	人事院勧告に基づく給与制度の総合的見直しが退職手当の支給水準に及ぼす影響を踏まえ、国に準じて退職手当の調整額などについて改定を行うものです。
	議第11号	五泉市福祉会館条例の一部を改正する条例の制定について	市民厚生	可決	第３条に規定する法人の名称が変更になったため、これを改めるものです。
	議第12号	五泉市保育園条例の一部を改正する条例の制定について	市民厚生	可決	子ども・子育て支援法施行規則に保育の必要な事由が規定されたため、本条例の保育に欠ける規定を削除するとともに、延長保育料を規定する改正を行うものです。
	議第13号	五泉市保育園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	市民厚生	可決	子ども・子育て支援法の施行に伴う改正で、公立保育園の保育料を「五泉市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例」に規定する額とするものです。
	議第14号	五泉市私立保育園保育料徴収条例を廃止する条例の制定について	市民厚生	可決	私立保育園の保育料の徴収根拠が子ども・子育て支援法に定められたことに伴い、保育料徴収条例を廃止するものです。
	議第15号	五泉市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について	市民厚生	可決	子ども・子育て支援法の制定に伴い、利用者負担額について規定するものです。
	議第16号	五泉市子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定について	市民厚生	可決	「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、条例の文言の整理と利用者の規定の一部を改正するものです。
	議第17号	五泉市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について	修正案（議員提出）	可決	下段の原案に対して、②の内容を削除する修正を加えるものです。
			修正部分を除く原案	可決	①と②からなる原案のうち、①の部分だけが可決されました。 ①１～３年生だった学童クラブの入会対象を、小学校に就学している児童全体に改めるものです。 ②入会した児童の保護者負担額を引き上げるものです。
	議第18号	五泉市障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例の制定について	市民厚生	可決	施設で行う事業に、児童福祉法に規定する放課後等デイサービスを追加するものです。

提出者	審議案件		審査した委員会 ※1	本会議議決結果	概要
市長	議第19号	五泉市簡易水道条例の一部を改正する条例の制定について	建設産業	可決	川内地区簡易水道を上水道に統合するため、条例中の川内地区簡易水道に関する規定を削除するものです。
	議第20号	五泉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	市民厚生	可決	地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、本条例の文言の整理と規定を整備するものです。
	議第21号	五泉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	市民厚生	可決	平成27年度から平成29年度までの間の、第１号被保険者の保険料の段階や保険料率などを改めるものです。
	議第22号	五泉市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市民厚生	可決	介護保険法施行規則等の一部を改正する省令により、本条例に規定する指定地域密着型サービスの各事業の人員、設備及び運営に関する基準を改めるものです。
	議第23号	五泉市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市民厚生	可決	介護保険法施行規則等の一部を改正する省令により、厚生労働省が定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備等の基準が改正されたため、この基準に準じている本条例を改正するものです。
	議第24号	五泉市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市民厚生	可決	介護保険法施行規則等の一部を改正する省令により、厚生労働省が定める指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準が改正されたため、この基準に準じている本条例を改正するものです。
	議第25号	五泉市農業振興条例の一部を改正する条例の制定について	建設産業	可決	新潟県農作物価格安定協会が社団法人から公益社団法人へ移行したことに伴い、本条例中の同協会の名称を改めるものです。
	議第26号	五泉市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について	建設産業	可決	国営事業に係る占用料は法律の規定により免除されるため条例の減免規定から削除するとともに、県条例に準拠して占用料単価を改めるものです。
	議第27号	五泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	総務文教	可決	昨年の12月定例会で消防団員の年報酬額の改正を行いましたが、その後も情報収集に努めた結果、再度消防団員の年報酬額の改正を行うものです。
	議第28号	五泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について	総務文教	可決	子ども・子育て支援法の施行に伴い、月額で規定していた幼稚園の保育料を、他の条例で規定する利用者負担額に改めるものです。
	議第29号	五泉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	総務文教	可決	閉校する十全小学校の体育館を体育施設に追加し、使用料を規定するものです。
	議第30号	五泉市川東財産区林野管理条例の一部を改正する条例の制定について	建設産業	可決	新潟県農林公社が社団法人から公益社団法人へ移行したことに伴い、本条例中の同法人の名称を改めるものです。
	議第31号	市道の認定について	建設産業	可決	民間の宅地開発により新たに造成され、帰属及び寄付を受けた道路、計５路線で延べ321.6mを市道に認定するものです。
	議第32号	平成26年度五泉市一般会計補正予算（第15号）		可決	既決予算総額から２億165万7千円を減額し、歳入歳出予算総額を248億2,658万円とするものです。歳入の主なものは個人市民税、地方消費税交付金の追加、五泉小学校及び五泉中学校改築事業費充当債の減額などで、歳出の主なものは退職手当、ファミリー住まいる住宅取得補助金、財政調整基金及び教育施設整備基金積立金の追加などです。
	議第33号	平成26年度五泉市国民健康保険特別会計補正予算（第５号）		可決	既決予算総額から5,989万６千円を減額し、歳入歳出予算総額を62億3,545万８千円とするものです。歳入の主なものは保険財政共同安定化事業交付金等の減額による共同事業交付金の減額などであり、歳出の主なものは保険財政共同安定化事業拠出金の確定による共同事業拠出金の減額等です。
	議第34号	平成26年度五泉市介護保険特別会計補正予算（第５号）		可決	既決予算総額から6,223万５千円を減額し、歳入歳出予算総額を59億4,733万３千円とするものです。歳入の主なものは現年度分調整交付金の減額等による国庫支出金の減額などであり、歳出の主なものは介護サービス等諸費の減額による保険給付費などの減額等です。
	議第35号	平成26年度五泉市下水道事業特別会計補正予算（第４号）		可決	既決予算総額から1億9,084万６千円を減額し、歳入歳出予算総額を35億2,697万円とするものです。歳入の主なものは下水道事業国庫補助金等の減額であり、歳出の主なものは公共下水道事業費等の減額です。
	議第36号	平成26年度五泉市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）		可決	既決予算総額から２億2,946万９千円を減額し、歳入歳出予算総額を８億6,216万円とするものです。歳入の主なものは国庫支出金と市債の減額等であり、歳出の主なものは建設改良費の減額等です。

提出者	審議案件		審査した委員会 ※1	本会議議決結果	概要
市長	議第37号	平成26年度五泉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）		可決	既決予算総額から450万円を減額し、歳入歳出予算総額を４億7,839万１千円とするものです。歳入の主なものは一般会計繰入金の減額であり、歳出の主なものは後期高齢者医療広域連合納付金の減額です。
	議第38号	平成26年度五泉市水道事業会計補正予算（第６号）		可決	収益的収支は収入予定額に31万１千円、支出予定額に４万１千円をそれぞれ追加するものです。資本的収支の収入予定額9,013万３千円の減は企業債と他会計工事負担金の減額であり、支出予定額１億4,883万４千円の減は配水設備工事費の減額です。
	議第39号	平成26年度五泉市一般会計補正予算（第16号）	総務文教 市民厚生 建設産業	可決	既決予算総額に１億6,956万７千円を追加し、歳入歳出予算総額を249億9,614万７千円とするものです。歳入は国庫支出金の地域住民生活等緊急支援交付金の追加であり、歳出は当該交付金事業を各科目に予算計上したものです。
	議第40号	平成27年度五泉市一般会計予算	総務文教 市民厚生 建設産業	可決	予算額は241億700万円で、前年度当初と比較して５億4,400万円、2.3％の増加です。総務費が支所庁舎建設事業などで11億4,531万２千円、60.9％、民生費が私立保育園支援事業などで２億2,917万６千円、3.2％増加しています。
	議第41号	平成27年度五泉市国民健康保険特別会計予算	市民厚生	可決	予算額は67億7,063万２千円で、前年度当初と比較して５億5,540万円、8.9％の増加です。共同事業拠出金が６億8,356万６千円、92.7％増加しています。
	議第42号	平成27年度五泉市介護保険特別会計予算	市民厚生	可決	予算額は60億5,741万円で、前年度当初と比較して１億1,853万５千円、2.0％の増加です。歳出の95.9％を占める保険給付費が8,000万７千円、1.4％増加しています。
	議第43号	平成27年度五泉市下水道事業特別会計予算	建設産業	可決	予算額は32億8,924万９千円で、前年度当初と比較して３億9,197万３千円、10.6％の減少です。下水道事業費が１億1,138万７千円、11.1％増加して、公債費が５億681万９千円、20.8％減少しています。
	議第44号	平成27年度五泉市簡易水道事業特別会計予算	建設産業	可決	予算額は８億7,383万３千円で、前年度当初と比較して２億1,239万６千円、19.6％の減少です。建設改良費が１億9,423万２千円、19.1％減少しています。
	議第45号	平成27年度五泉市川東財産区一般会計予算	建設産業	可決	予算額は388万４千円で、前年度当初と比較して６万４千円、1.6％の減少です。財産管理費の23万８千円の増加と予備費の30万２千円の減少の差し引きによるものです。
	議第46号	平成27年度五泉市後期高齢者医療特別会計予算	市民厚生	可決	予算額は４億8,424万１千円で、前年度当初と比較して1,137万４千円、2.4％の増加です。歳出の94.4％を占める後期高齢者医療広域連合納付金が1,049万５千円、2.4％増加しています。
	議第47号	平成27年度五泉市水道事業会計予算	建設産業	可決	支出予定額の合計は24億1,032万６千円で、前年度当初と比較して２億5,812万４千円、12.0％の増加です。老朽管の布設替等工事費や村松第３配水池築造工事費を計上しています。
	議第48号	財産の無償譲渡について		可決	平成27年４月１日からひまわり保育園を民営化することに伴い、同保育園を運営する社会福祉法人みどり心育会に保育園園舎、物置、屋外遊具等の構築物を無償譲渡するものです。
	議第49号	財産の無償譲渡について		可決	平成27年４月１日からすみれ保育園を民営化することに伴い、同保育園を運営する社会福祉法人敬世会に保育園園舎、物置、屋外遊具等の構築物を無償譲渡するものです。
	議第50号	財産の無償譲渡について		可決	平成27年４月１日から村松第３保育園を民営化することに伴い、同保育園を運営する社会福祉法人みどり心育会に保育園園舎、物置、屋外遊具等の構築物を無償譲渡するものです。
	議第51号	五泉市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		可決	普通財産の譲与及び減額譲渡先に「公共的団体」を追加するものです。
請願者	請願第１	農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願	建設産業	採択	次の実現を求めるものです。「農政改革にあたっては家族農業経営を育てることを旨とし食料自給率の向上を目指すものとすること。農地法改定や農業委員会の公選制などの廃止を止めること。農協自身の改革を尊重し、法的措置による強制は止めること。」
議員	発議第１号	安中聡議員に対する懲罰の件	懲罰	可決	安中聡議員に対して出席停止７日間の懲罰を科すよう求めるものです。
	発議第２号	農協改革をはじめとした「農業改革」に関する意見書の提出について		可決	次の内容の意見書を関係省庁へ提出するものです。「農政改革にあたっては食料自給率の向上を目指すものとすること。農地法改定や農業委員会の公選制などの廃止を止めること。農協自身の改革を尊重し、法的措置による強制は止めること。」
	定例会初日に安中聡議員から７人の議会運営委員に対する処分要求書が提出されましたが、懲罰特別委員会の審査を経て本会議で採決した結果、７件とも否決されました。				

※１　**総務文教**：総務文教常任委員会，**市民厚生**：市民厚生常任委員会，**建設産業**：建設産業常任委員会，**懲罰**：懲罰特別委員会

総務文教常任委員会 審査報告

◎鈴木　良民　　相田　豊　　塚野　弘　　佐藤　浩
○猪熊　豊　　町田　俊夫　　長谷川政弘

去る三月五日の本会議において、本委員会に付託された事件は、

議第三号　川内辺地に係る総合整備計画の策定について
議第四号　戸倉辺地に係る総合整備計画の変更について
議第五号　大蒲原辺地に係る総合整備計画の変更について
議第六号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
議第七号　五泉市教育委員会 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
議第八号　五泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第九号　五泉市職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例を廃止する条例の制定について
議第十号　五泉市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第二十七号　五泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
議第二十八号　五泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について
議第二十九号　五泉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
議第三十九号　平成二十六年度五泉市一般会計補正予算（第十六号）のうち本委員会所管に属する事項
議第四十号　平成二十七年度五泉市一般会計予算のうち本委員会所管に属する事項

以上の十三件であります。

審査にあたりましては、現地調査を行うとともに、当局の出席を求め慎重に審査を行った結果、お手元に配付申し上げました委員会審査報告書に記載のとおり、決定した次第であります。

なお、審査経過における主なる質疑について申し上げます。

まず、総務課所管の質疑の中で、

「議第八号　五泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に関連して、地域手当が新たに加わったということで、その支給対象となる在勤する職員とはどういう職員か、とただしたところ、

現在、新潟市へ後期高齢者広域連合と消防の関係で派遣という形で二名の職員がおりますので、当面はその二人が対象になると考えております、との答弁でありました。

さらに、これは当該地域における物価等を考慮してとなっているが、新潟市に在勤となっていても生活は五泉市となれば、五泉市で生活する他の職員と変わらないわけで、なぜ勤務だけなのか。

県の職員は全県一円で実施されるのだと思うが、新潟市に在勤の二人には支給するけど他は支給しませんという考えは間違っていないか、とただしたところ、

職員組合とも意見交換しながら考えていきたい、との答弁でありました。

さらに、給料表の改定だが、最大のところは四パーセントダウンするということだが職員の給与総額ではどのくらいのダウンが見込まれるのか、とただしたところ、

給料表全体が引き下げになるわけですが、三カ年は経過措置として現給を補償するということで月額の実質の引き下げはありません、との答弁でありました。

次に、「議第十号　五泉市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に関連して、第六条の四で調整額が増額になっているが、この理由は何か、とただしたところ、

人事院勧告による見直しで給料月額が下がることによって、退職手当の支給水準に与える影響が大きいだろうと、その差を埋めるため調整額を増額する

（◎委員長　○副委員長）

ということで、国に準じて改正しました、との答弁でありました。

さらに、この改定によりどのように変わると試算されているのか、とただしたところ、

来年三月の退職者の試算では、現行での計算に比べ、上がる人も下がる人もいますが、下げ幅は大きくありません、との答弁でありました。

この制度で下がる人がいるということはおかしいと思うので、最低限維持するということで、対応できないか、とただしたところ、

今後検討させていただきたい、との答弁でありました。

次に、「あんしんメールシステム使用料」五十八万四千円に関連して、登録した方の人数をただしたところ、

今年に入ってから受付しており、千人を超えていますが、うち約五百人ほどは市の職員であります、との答弁でありました。

これに対して、実質五百ということでは、まだまだ少ないので、啓発活動をしっかりと行うよう委員より要望がありました。

次に、企画政策課所管の質疑の中で、補正予算の「人口減少対策（交付金）事業」千二百六十四万九千円に関連して、

総合戦略策定支援業務委託料について、アンケートを取るのもいいが、子育てをしている方に集まってもらって、ワークショップをするなどしてその声をひろっていくというような発想が必要なのではないか、とただしたところ、

委託については、分析等について支援をもらいますが、主体はあくまでも市民だという考えでいます。市民の声を反映させる手段として検討委員会もありますし、三千人を対象とした意識調査も考えています。ワークショップについても支援をもらいながら検討していきたいと思います、との答弁でありました。

次に、スポーツ推進課所管分の質疑の中で、「議第二十九号　五泉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について」に関連して、十全小学校の閉校に伴い体育館を体育施設に追加するものでありますとの当局の説明を受け、地域の方たちがこの体育館を使おうとしたときに使用料はどうなるのか、とただしたところ、

条例には、減免の規定がありますが、地域の方を減免という規定ではありません、との答弁でありました。

これに対して委員より、避難所の指定もあるとのことであれば、日常的に地域の方たちのコミュニティの場として活用してもらうことが必要ではないかとの意見が出されました。

次に、「総合会館管理棟建設事業」四千百五十万円に関連して、

設計業務委託料が計上されているが、建設の概略についてはどうなっているか、とただしたところ、

建設の位置については旧交通公園に作りたいと考えています。構造等については、鉄筋コンクリート造の三階建てで二千㎡、機能としては事務室、会議室等を見込んでいます、との答弁でありました。

さらに、政策の目的には、市民の健康増進、スポーツ活動の推進や芸術・文化の拠点として快適に利用してもらえる施設の整備充実を図るということになっている。複合施設建設の話もあるが、ここに集中管理的に生涯学習の部分も考えていくことが必要ではないか、とただしたところ、

スポーツ推進課が中心となって検討してきましたが、市長部局とも連携しながら検討していきたいと思います、との答弁でありました。

次に、図書館所管の質疑の中で、「図書貸し出し事業」五千八百六十七万七千円に関連して、図書館の二階で子どもたちが勉強しているが、三階で体を動かすような活動をやっていて勉強の邪魔になるのではないか、とただしたところ、

三階の利用度が九十数パーセントで空いている日がないくらいであり、ピアノ関係や健康用のダンスが多いですが、施設の当初からのコンセプトで多目的に使うということがあります。勉強の部屋からはクレームもありますが、大規模な改修をするようなことになれば、その時点で図書館の機能を変えていかなければならないかと考えています、との答弁でした。

これに対して委員より、最初に作った時に多目的にということで断れないということだが、若い学生の勉強の邪魔をするという事情をご理解いただいて他の施設にまわってもらいたいとの要望がありました。

このほか、細部にわたり詳細なる質疑応答が行われました。

以上、会議規則第三十九条の規定により報告いたします。

市民厚生常任委員会 審査報告

◎牛腸　利栄　　林　茂　　剣持　雄吾
○佐藤　渉　　長谷川真介　　松井　聡　　安中　聡

去る三月五日の本会議において、本委員会に付託された事件は、

議第十一号　五泉市福祉会館条例の一部を改正する条例の制定について
議第十二号　五泉市保育園条例の一部を改正する条例の制定について
議第十三号　五泉市保育園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議第十四号　五泉市私立保育園保育料徴収条例を廃止する条例の制定について
議第十五号　五泉市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について
議第十六号　五泉市子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定について
議第十七号　五泉市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について
議第十八号　五泉市障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例の制定について
議第二十号　五泉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議第二十一号　五泉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議第二十二号　五泉市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第二十三号　五泉市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第二十四号　五泉市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第三十九号　平成二十六年度五泉市一般会計補正予算（第十六号）のうち本委員会所管に属する事項
議第四十号　平成二十七年度五泉市一般会計予算のうち本委員会所管に属する事項
議第四十一号　平成二十七年度五泉市国民健康保険特別会計予算
議第四十二号　平成二十七年度五泉市介護保険特別会計予算
議第四十六号　平成二十七年度五泉市後期高齢者医療特別会計予算

以上の十八件であります。

審査にあたりましては、現地調査を行うとともに、当局の出席を求め慎重に審査を行った結果、お手元に配付申し上げました委員会審査報告書に記載のとおり、それぞれ決定した次第であります。

なお、審査経過における主なる質疑について申し上げます。

まず、健康福祉課所管分の質疑の中で、生活困窮者自立支援事業千六百四十三万九千円に関連して、平成二十七年度の新規事業として、五泉市社会福祉協議会へ業務を委託するとのことだが、その内容については、どのようになるのか。

また、平成二十六年度までは、新潟県のモデル事業（パーソナルサポート事業）として行われているわけだが、五泉市民の相談状況については、どのようになっているのか、とただしたところ、

この度、五泉市社会福祉協議会へ相談業務を委託するにあたりましては、社会福祉士の資格を持つ主任相談員を含め、合計二・五名の配置をお願いしております。

また、新潟県のモデル事業においては、現在、十六件の相談件数があり、三月中に新潟県より社会福祉協議会へ、相談業務の引き継ぎが行われるところであります、との答弁でした。

これに対し委員から、この事業は、生活保護の前の段階にある人達をいかに救い、そして、いかに自立していただけるかが、一番のものだと思うので、ぜひともうまく自立できるようにしていただきたい。また、もう一つ重要なことは、貧困の連鎖を防ぐために、その子ども達をいかに教育していくのかがとても大切である、と言われていることだと思う。

よって、今後は教育に関し、学校教育の部署につなげた新しい取り組みもしていただきたい、との意見が出されました。

（◎委員長　○副委員長）

次に、こども課所管分の質疑の中で、議第十七号　五泉市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定についてに関連して、

この度の改正につきましては、子ども・子育て関連三法の施行に伴い、その対象児童を、小学校一年から三年までの児童から、小学校に就学している児童に改めるものであります。

あわせまして、児童四十名を一単位とする指導員の定数も、明確に規定されたところでありますので、今後は、指導員の増員も必要であると考えております。

学童クラブにつきましては、それらを踏まえた中で、運営費用の増額が見込まれるところでありますが、保護者の皆様からも、その費用について応分のご負担をお願いするため、この度、負担金の増額をお願いするものであります、という当局の説明を受け、

まず、現在の学童クラブへの申し込み状況、及び必要とする指導員の人数については、どのようになっているのか。

また、対象児童が拡大することにより、学童クラブの施設については、どのようになるのか、とただしたところ、

申し込み状況につきましては、現在、約三百七十名の児童が申請し、その内、小学校四年生以上の児童が、約二十名となっております。

また、指導員の人数につきましては、一カ所の学童クラブに対し、二名から六名の指導員の配置が必要になると考えております。

現在、十カ所の学童クラブがありますが、あわせて十名弱の増員が必要になると考えております。

施設につきましては、その広さによる定員の問題があり、また、低学年の児童の利用を優先しているため、ご希望をいただいても、利用のできない場合もあります。

それにつきましては、子ども・子育て支援事業計画の中で、空き教室の利用、あるいは施設の確保について考慮していきたいと思っております、との答弁でした。

次に、市長は先日の施政方針の中で、人口減少を食い止めるための施策として、子育て支援や教育環境の充実などを掲げている。

また「若い世代が安心して就労でき、希望どおり結婚し、妊娠・出産・子育てができるような、将来に希望の持てる」とも述べている。

しかし、この度の改正においては、学童クラブを利用する際の、保護者の負担金の増額を提案してきている。

指導員の増員により、その運営費用の増額が見込まれるためとのことだが、子育て支援との関わりについて、当局はどのように考えているのか、とただしたところ、

私共も、この条例を上程するにあたりまして、さまざまな議論をしてまいりました。

対象児童の年齢が拡大される中で、この先、学童クラブがどうあるべきか、子ども・子育て会議の中で、ニーズ調査を行ってまいりました。

また、対象年齢を拡大することにより、指導員の確保、あるいは施設の拡充といった問題が、当然出てまいります。

学童クラブの運営にあたりましては、保育ができない保護者の皆様のために、放課後のお子様をお預かりし、その中で指導員が配置され、子ども達が安全に、そして豊かな放課後の生活を送ることができるよう、今日までやってきたところであります。

あわせて、運営にかかる費用につきましては、近隣市における負担金の上昇率を参考にしながらも、保護者の皆様のご負担を極力抑えることができるよう、考えたところであります。

結果として、負担金の増額となったところでありますが、今後の学童クラブの運営のあり方、また、五泉市における持続可能な行財政運営を考えますと、保護者の皆様からも応分のご負担をお願いしたいということで、この条例を上程するに至ったところであります、との答弁でした。

以上の質疑内容を踏まえ、議第十七号　五泉市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定についてに対する、討論を行いました。

討論における主なる意見について申し上げます。

子ども・子育て関連三法の施行に伴う、対象児童の年齢の拡大については、賛成の立場である。

あわせて、年齢が拡大することによって見込まれる、学童クラブの運営費用の増額についても、一定の理解はできる。

しかし、それを今、保護者の負担金の増額という形で求めるのは、早計ではないのか。

負担金の増額については、保護者との話し合いも必要であろうし、また、近隣市より安い学童クラブの負担金は、今後、五泉市における子育て支援施策の、大切なセールスポイントの一つになると考える。

よって、今後一年間は、現行のままの負担金とし、その運営実績を踏まえた上で、再度、負担金の増額について検討をするべきである。

というものでありました。

採決の結果、起立少数により議第十七号は否決されたものであります。

このほか、細部にわたり詳細なる質疑応答がなされました。

以上、会議規則第三十九条の規定により報告いたします。

建設産業常任委員会 審査報告

◎広野　甲　　鈴木　光規　　熊倉　政一
○平井　敏弘　　阿部　周夫　　伊藤　昭一

去る三月五日の本会議において、本委員会に付託された事件は、

議第一九号　五泉市簡易水道条例の一部を改正する条例の制定について
議第二十五号　五泉市農業振興条例の一部を改正する条例の制定について
議第二十六号　五泉市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について
議第三十号　五泉市川東財産区林野管理条例の一部を改正する条例の制定について
議第三十一号　市道の認定について
議第三十九号　平成二十六年度五泉市一般会計補正予算（第十六号）のうち本委員会所管に属する事項
議第四十号　平成二十七年度五泉市一般会計予算のうち本委員会所管に属する事項
議第四十三号　平成二十七年度五泉市下水道事業特別会計予算
議第四十四号　平成二十七年度五泉市簡易水道事業特別会計予算
議第四十五号　平成二十七年度五泉市川東財産区一般会計予算
議第四十七号　平成二十七年度五泉市水道事業会計予算
請願第一　農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願

以上、十二件であります。

審査にあたりましては、現地視察をおこなうとともに、当局の出席を求め慎重に審査を行った結果、お手元に配付申し上げました委員会審査報告書及び請願審査報告書に記載のとおり、それぞれ決定した次第であります。

なお、審査経過における主なる質疑について申し上げます。

まず、農林課所管分の質疑の中で、平成二十七年度五泉市一般会計予算のうち環境保全型農業直接支援事業補助金、二百七十九万七千円の事業内容についてただしたところ、

この事業につきましては、全国共通の取り組みとして堆肥の施用、有機農業、地域の特認の取り組みとして冬期湛水のような環境に優しい取り組みを行う対象者に、国と県と市が支援をする取り組みであります、との答弁でありました。

また、昨年の状況はどのようであったか、ただしたところ、

冬期湛水で十一名、堆肥の取り組みで五名が実施しております、との答弁でありました。

さらに、五泉市の今までの一等米比率の経過において、ぜひ一等米比率の向上につながるように改めてお願いしたい、との要望が出されました。

次に、地力パワーアップ推進事業補助金三千二百十万円に関連して、五泉市は圃場整備率が非常に低い。様々な声があり、なかなか要件にあわずに難しい部分もあると思う。しかしながら、この先やはり圃場整備も進めていかなければならないと考えるが、市の見解をただしたところ、

圃場整備は、抜本的な対策といたしましては一番いい手段だろうと思っております。ただし、米価が低い状況の中で受益者負担の関係もあり、同意が難しいという面もあります、との答弁でありました。

これに対して、圃場整備は、これからの五泉市農業において一つの大事な部分として考えていく必要がある。課題としてとらえ、真剣に考えてもらいたい、との要望が出されました。

次に、商工観光課所管分の質疑の中で、平成二十六年度五泉市一般会計補正予算（第十六号）のうちプレミアム商品券発行事業補助金、七千五百九十万円について、この商品券は非常に人気が出ると考えられるが、一世帯当たりの制限数は設けるのか、ただしたところ、

現在、プレミアム商品券実行委員会で協議しているところであります。今回は消費喚起ということを考慮し、十セットを上限とする考え方が多数を占めております、との答弁でありました。

また、商品券を買えなかったという事態を懸念しているが、一世帯が十万円ずつ買うとしたら何世帯

（◎委員長　○副委員長）

が買えるのか、とただしたところ、

上限十セットを買う人が全部だとすると、二千三百八十世帯ということになります。ただ、今回は、子育て世帯に対して商品券の購入助成を行う事業、また生活支援として商品券の共通券分をお配りするという事業も含めますと、子育て世帯が四千六百世帯、生活支援世帯が四千世帯を予定しており、合わせますと一万九百八十世帯となります、との答弁でありました。

これに対して、この商品券は国からの交付金事業であるので、五泉市はおおむね一万八千世帯であり、一世帯当たりの商品券販売金額に一定の上限を設けて、幅広く市民全般が購入できる販売方法を検討し、より多くの市民が買える商品券として販売すべきである、との意見が出されました。

さらに、平成二十七年度五泉市一般会計予算のうち企業誘致推進事業、三百五万二千円に関連して、村松工業団地については今、何坪くらい空いていて、どれくらいで売買しているのか、とただしたところ、

現在分譲中の面積は、約一万七千㎡です。平米単価は、一万円です、との答弁でありました。

また、せっかくの財産を、早く有効に活用するためには、例えば宅地で格安にして売るとか賃貸借の契約をするなど、市はどのように考えているのか、とただしたところ、

ずっと土地を持っていることを、良しと考えているわけではありません。企業誘致が目的でありますので、そのための用地取得に対する支援ができないかを検討して進めていきたい、との答弁でありました。

また、土地単価が、この立地で適正なのかどうかも含めて、今後この分譲地をどのくらいの目途を立てて売却していくのか、とただしたところ、

残っている分譲中の土地につきましては、賃貸も含めて考えていきたいと思っております。それとあわせまして、土地単価も工場設置奨励委員会で議論をさせていただきたい、との答弁でありました。

これに対して、企業誘致で雇用を確保し、それが人口減少に歯止めがかかるという議論もある。積極的な誘致を進めていってもらいたい、との要望が出されました。

次に、上下水道局所管分の質疑の中で、平成二十七年度五泉市水道事業会計予算に関連して、五泉と村松の水道料金統一に関する委員会が今後開催されるということだが、市内全てで、今の五泉の料金に合わせると料金収入がどうなるのか。また村松の料金にした場合はどうか、とただしたところ、

現在、コンサルタントに作業を委託し、そのあたりの数字を調整しているところです。水道委員会へお諮りをして、決定をしていきたいと考えております、との答弁でありました。

これに対して、ぜひ、サービスは高い方、料金は低い方にするという合併当初の理念に基づいてやってもらいたい。水道委員会においては、現状の村松の料金に五泉を合わせていただきたい、との要望が出されました。

次に、都市整備課所管分の質疑の中で、平成二十七年度五泉市一般会計予算に関連して、消雪パイプを布設してほしいという要望はどのくらい出ているのか、とただしたところ、

以前は数も少なかったので、なるべく要望のあった地区から学校の周りなどを選んでしていましたが、この二、三年は面整備に変わり、順次行なっています。ただ、その中でもほとんどの方が消雪パイプを望んでおりますので、人口密集地や除雪が困難な所を進めています、との答弁でありました。

これに対して、村松地区については、消雪パイプは入っているが、井戸の水がないということである。消雪パイプがあるわけなので、水量不足を解消するために努力してもらいたい、との要望が出されました。

このほか、細部にわたり詳細なる質疑応答がなされました。

以上、会議規則第三十九条の規定により報告いたします。

議員別議案賛否一覧表　【○：賛成、×：反対、―：棄権、除：除斥※2，停：出席停止※3】

提出者	議案番号	議案名		議決結果	議員名（議席番号順） 1 安中 聡	2 佐藤 浩	3 長谷川政弘	4 伊藤 昭一	5 松井 聡	6 塚野 弘	7 佐藤 渉	8 平井 敏弘	9 牛腸 利栄	10 熊倉 政一	11 広野 甲	12 剣持 雄吾	13 鈴木 良民	14 町田 俊夫	15 阿部 周夫	16 相田 豊	17 長谷川真介	18 鈴木 光規	19 猪熊 豊	20 林 茂
市長	議第１号	専決処分の報告承認について〔平成26年度五泉市一般会計補正予算（第13号）〕		承認	停	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第２号	専決処分の報告承認について〔平成26年度五泉市一般会計補正予算（第14号）〕		承認	停	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第３号	川内辺地に係る総合整備計画の策定について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第４号	戸倉辺地に係る総合整備計画の変更について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第５号	大蒲原辺地に係る総合整備計画の変更について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第６号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第７号	五泉市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第８号	五泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について		可決	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	
	議第９号	五泉市職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例を廃止する条例の制定について		可決	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	
	議第10号	五泉市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について		可決	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第11号	五泉市福祉会館条例の一部を改正する条例の制定について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第12号	五泉市保育園条例の一部を改正する条例の制定について		可決	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	×	
	議第13号	五泉市保育園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	×	
	議第14号	五泉市私立保育園保育料徴収条例を廃止する条例の制定について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※1
	議第15号	五泉市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について		可決	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	
	議第16号	五泉市子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第17号	五泉市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について	修正案	可決	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	
			修正部分を除く原案	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第18号	五泉市障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例の制定について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第19号	五泉市簡易水道条例の一部を改正する条例の制定について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第20号	五泉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第21号	五泉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について		可決	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	×	
	議第22号	五泉市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第23号	五泉市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第24号	五泉市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

【○：賛成、×：反対、―：棄権、除：除斥※2，停：出席停止※3】

提出者	議案番号	議案名	議決結果	議員名（議席番号順）																		
				1 安中 聡	2 佐藤 浩	3 長谷川政弘	4 伊藤 昭一	5 松井 聡	6 塚野 弘	7 佐藤 渉	8 平井 敏弘	9 牛腸 利栄	10 熊倉 政一	11 広野 甲	12 剣持 雄吾	13 鈴木 良民	14 町田 俊夫	15 阿部 周夫	16 相田 豊	17 長谷川真介	18 鈴木 光規	19 猪熊 豊	20 林 茂
市長	議第25号	五泉市農業振興条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※1
	議第26号	五泉市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第27号	五泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第28号	五泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第29号	五泉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	×
	議第30号	五泉市川東財産区林野管理条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第31号	市道の認定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第32号	平成26年度五泉市一般会計補正予算（第15号）	可決	停	○	○	○	○	○	○	○	―	○	○	○	○	○	○	○	―	○	×
	議第33号	平成26年度五泉市国民健康保険特別会計補正予算（第５号）	可決	停	○	○	○	○	○	○	○	―	○	○	○	○	○	○	○	―	○	○
	議第34号	平成26年度五泉市介護保険特別会計補正予算（第５号）	可決	停	○	○	○	○	○	○	○	―	○	○	○	○	○	○	○	―	○	○
	議第35号	平成26年度五泉市下水道事業特別会計補正予算（第４号）	可決	停	○	○	○	○	○	○	○	―	○	○	○	○	○	×	×	―	○	○
	議第36号	平成26年度五泉市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）	可決	停	○	○	○	○	○	○	○	―	○	○	○	○	○	×	○	―	○	○
	議第37号	平成26年度五泉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）	可決	停	○	○	○	○	○	○	○	―	○	○	○	○	○	×	×	―	○	○
	議第38号	平成26年度五泉市水道事業会計補正予算（第６号）	可決	停	○	○	○	○	○	○	○	―	○	○	○	○	○	×	×	―	○	○
	議第39号	平成26年度五泉市一般会計補正予算（第16号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第40号	平成27年度五泉市一般会計予算	可決	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	議第41号	平成27年度五泉市国民健康保険特別会計予算	可決	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	×
	議第42号	平成27年度五泉市介護保険特別会計予算	可決	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	×
	議第43号	平成27年度五泉市下水道事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○
	議第44号	平成27年度五泉市簡易水道事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○
	議第45号	平成27年度五泉市川東財産区一般会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第46号	平成27年度五泉市後期高齢者医療特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○
	議第47号	平成27年度五泉市水道事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○
	議第48号	財産の無償譲渡について	可決	○	○	○	○	○	○	○	除	除	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×
	議第49号	財産の無償譲渡について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	×
	議第50号	財産の無償譲渡について	可決	○	○	○	○	○	○	○	除	除	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×
	議第51号	五泉市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
請願者	請願第１	農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議員	発議第１号	安中聡議員に対する懲罰の件	可決	除	○	○	○	○	○	○	○	―	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	発議第２号	農協改革をはじめとした「農業改革」に関する意見書の提出について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	定例会初日に安中聡議員から７人の議会運営委員に対する処分要求書が提出されましたが、懲罰特別委員会の審査を経て本会議で採決した結果、７件とも否決されました。																					

※1　法律に特別の定めがある場合を除く外、地方自治法第116条の規定により、議長は表決に加わっていません。
※2　地方自治法第117条の規定により、自己の一身上に関する事件及び自己、配偶者等が従事する業務に直接利害関係のある事件については議事に参与できないため、退席し表決に加わっていません。
※3　地方自治法第135条の規定に基づく出席停止の間に行われた採決であるため、表決に加わっていません。

一般質問（通告順）

３月定例会では12人の議員が一般質問を行いました。通告順に従い、質問者一人につき２件まで、その要旨をお知らせします。

猪熊　豊	●安倍政権が進める介護保険制度の改悪問題。影響と市の対策は ●保育園民営化問題。譲渡する建物の評価額と保育士さんの待遇は
長谷川政弘	●国の農協改革・農業委員会及び法人改革が五泉市に及ぼす影響は ●人口減少の中、市民生活機能の確保のため、他自治体と連携協力を
相田　豊	●児童数の減少に伴う今後の小中学校の統廃合について ●不登校の児童数改善の施策はどのように実施されているのか
町田　俊夫	●眠れる森林資材を活かすバイオマス産業の創出で地方創生を求める ●新潟市近郊の有利性を活かし、ベットタウン型の人口増加策を
塚野　弘	●保育料の無料化などの若者に定住化に向けた大胆な施策の展開を ●観光客誘致に繋がる合併記念のイベント事業の実施を
剣持　雄吾	●市長の政治姿勢について・人口減少に対する施策及び組織機構について ●都市整備行政について・地方道新潟・五泉・間瀬線の進捗について
伊藤　昭一	●米の品質は近隣市町村に比べ大きな差異がある徹底した原因究明を ●意欲のある農業者には、五泉市独自の農業用機械整備の支援を
阿部　周夫	●五泉市産業会館は災害時避難場所を視野に入れて建設すべきである ●五泉地区人口密集地域の消雪パイプ敷設を早急にするべきである
松井　聡	●2020年東京オリンピックと近年増加する外国人観光客への対応策は ●五泉駅から市役所までのメイン道路の通行をスムーズに、対策を求む
佐藤　渉	●ニットきなせや事業の広報対策と各種団体への協力要請は ●空き家等対策推進特例措置法が施行されたが、当局の対応はいかに
広野　甲	●インフラ老朽化対策について、総合管理部署の設置と予算の平準化 ●地方創生戦略について、五泉市の未来像と計画立案の取組み
鈴木　良民	●防災無線に関する苦情、要望が多い。市民アンケート調査が必要 ●豪雨や大風での活用は、伝達方法に工夫が必要である

請　願　に　つ　い　て

― 次の請願を採択しました。―

◆請願第１
農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願
【提 出 者】新潟県農協労働組合連合会
　　代表者　岡崎　　敦
【紹介議員】猪熊　　豊

発　議　に　つ　い　て

― 次の発議を可決しました。―

◆発議第１号
安中聡議員に対する懲罰の件
【提出議員】町田俊夫 外６名
【内　　容】
　平成26年12月に発行された「安中聡 政治活動報告書 №012」において、安中聡議員が五泉市議会を誹謗中傷したとも受け取れる記載があった。
　そこで安中聡議員から議会運営委員会へ出席を願ってこの記載についての説明を求めたが、安中聡議員は身勝手な主張に終始し、記載が正当であると納得できる説明はなかった。
　このため、政治活動報告書に不適切な記載をしたことを謝罪するよう議会運営委員会で決定をしたが、安中聡議員はこの謝罪を拒否した。
　議会運営委員会は議会運営の根幹を担うものであり、その決定を軽視して市議会の秩序を乱す行為は、当市議会の品位を軽んじるものである。こうした議員としてあるまじき行為には、毅然とした態度で臨まざるを得ない。
　従って、ここに安中聡議員に対して出席停止７日間の懲罰を科すことを求めるものである。

◆発議第２号
農協改革をはじめとした「農業改革」に関する意見書の提出について
【提出議員】広野　甲 外５名
【内　　容】
　次の内容の意見書を提出するものです。
　「農政改革にあたっては食料自給率の向上を目指すものとすること。農地法改定や農業委員会の公選制などの廃止を止めること。農協自身の改革を尊重し、法的措置による強制は止めること。」
【送 付 先】内閣総理大臣、農林水産大臣

総務文教常任委員会閉会中の継続調査報告

　３月４日の本会議において、総務文教常任委員会委員長から次のとおり閉会中の継続調査に関して報告がありました。

１、調査事項　村松支所庁舎の建設計画（設計等）について
２、調査期日　平成27年１月21日
３、調査方法　現地調査を行うとともに、当局の出席を求め、調査事項の説明を受け質疑を行いました。
４、調査結果
　支所庁舎建設事業に関して、平成27年度での建設に向けて設計業務の進捗状況と設計概要について説明を求めたところ、支所庁舎のイメージ図、１・２階平面図、立面図等の資料の提出を受け、１階は1039.7平方メートルで主に地域振興課、２階は944平方メートルで主に上下水道局の事務スペースとして計画しており、公民館とつながるエレベーター棟については、２階から４階で公民館につながり、３・４階には多目的トイレの設置も考えております、との説明がありました。
　これに対して、委員より質疑等を行い、予算審査において慎重審査すべきとの意見が出されました。
　なお、調査経過における主なる質疑について申し上げます。
　越し屋根の部分についてはどのような設計の意図があるのか、とただしたところ、採光と換気の機能と、城下町村松のイメージを再現するための美観上のことも含めて越し屋根を設けたいと考えています、との答弁でした。
　これに対して、採光や換気の機能が達成できるのか、本当に必要なのか疑問であり、美観上のものだとしても、効率的に建てて負担軽減することを要望したいとの意見が出されました。
　また、建設費をどの程度で見込んでいるのか、とただしたところ、８億1,700万円を見込んでおり、エレベーター棟を除いた新庁舎建設費は７億5,000万円ほどになります、との答弁でした。
　これに対して、当初聞いた見込よりも１億5,000万円くらい上がっているがその理由は何か、とただしたところ、資材費・人件費がかなり上がっていることからこのような見積になりました、との答弁でした。
　さらに、坪換算すると坪単価125万円にもなるが、総合保育園に比べて３割も上がる、設計業者とどのように打ち合わせたのか、とただしたところ、業者が決まった時に面積や金額についても打合せしました、現在の単価が高いことは承知していますので、実施設計において金額を低く抑えられるように設計業者と打ち合わせいたします、との答弁でした。
　このほか、細部にわたり詳細なる質疑応答が行われました。

　以上、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の報告をいたします。

粟島公園と桜橋付近の桜

編集後記

「笑い」には四つの作用があるといいます。一つは「親和作用」、人々がお互いに笑うことにより緊張が解きほぐれ、親密感が増す。二つめは「誘引作用」、いつも笑顔がすてきな人には人が集まってくるもの。三つめは「浄化作用」、腹立たしい時でさえも、腹を立てている自分を笑えば、怒りさえも吹き飛んでしまう。四つめは「解放作用」、笑うことで心のゆとりが生じ、その結果もののとらえ方を複眼的にとらえることが可能となる。と社会学者が「笑い」について説明しています。さて、新年度もスタートしました。特に新社会人の皆さんは、これから種々な試練に出会うはずです。その時は「笑い」の精神で乗り越えて下さい。「笑う門には福来る」と先人の教えにもあるように。

■広報委員会
委員長　佐藤　渉
副委員長　鈴木　良民
委員　鈴木　光規
〃　阿部　周夫
〃　熊倉　政一
〃　松井　聡
〃　伊藤　昭一

議会に関するご意見・ご要望をお寄せください。
議会事務局　☎(43) 3911／ E-mail:gikai@city.gosen.lg.jp ／ URL:http://www.city.gosen.lg.jp